

社会福祉法人翠明会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人翠明会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、費用弁償、職務の遂行に伴う旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 役員については、報酬を支給することができる。
- 3 評議員については、定款第8条に定める金額の範囲内で支給することができる。

(報酬の額)

第4条 役員及び評議員の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償、旅費等の支給)

第5条 法人は、役員及び評議員に費用弁償、旅費等を支給することができる。

(費用弁償、旅費等の額)

第6条 役員及び評議員の費用弁償、旅費等の額は、社会福祉法人翠明会旅費規程による。

(支給日)

第7条 報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

(費用)

第8条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第11条 この規程の実施に關し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は、定款の真庭市長認可の日（平成29年1月16日）から施行する。

別表1（第4条関係）

報 酉 額		
役 員	理 事 長	月 額 18,000円
	理 事	年 額 30,000円
	監 事	年 額 30,000円
	評 議 員	年 額 30,000円